

横浜市野生鳥獣対策事業のご案内

アライグマ・ハクビシン・タイワンリスによる被害にお困りの方へ

【アライグマ・ハクビシン・タイワンリスでお困りの場合】

- ◆ 池の魚をアライグマに食べられてしまった。
- ◆ 天井裏にハクビシンに住みつかれてしまった。
- ◆ 庭の果物をタイワンリスに食べられてしまった。

横浜市では、次のような対策を行っています。

◆ 捕獲罠^{わな}の設置

被害状況を確認し、ご自宅敷地内に捕獲罠を2週間設置します。

◆ 捕獲許可証の発行

長期間、捕獲される方に発行します。罠はご自身で調達をお願いいたします。

◆ 捕獲された動物の回収

捕獲された動物は、回収し、適切に処分します。

★ ご注意いただく点

- 1 捕獲罠の設置にあたっては、餌の交換や罠の見回りを行っていただけることを条件としています。
- 2 捕獲の対象とする動物以外の動物が捕獲された場合は、すみやかに逃がしていただくこととなります。
- 3 汚れた場所の清掃・消毒や、侵入口の補修等はありません。

※ アライグマ及びタイワンリスについては、「神奈川県アライグマ防除実施計画」、「神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」に基づいて、被害がない場合も捕獲できるようになりましたのでご相談ください。

【動物の特徴】



アライグマ、ハクビシンは、夜間に活発に活動する動物です。

(夜行性)

一方、タイワンリスは、昼間に活発に活動する動物です。

(昼行性)

カラスによる被害にお困りの方へ

【カラスの威嚇・攻撃等でお困りの場合】

カラスの繁殖期（春から初夏）に、
巣や巣立ったばかりのヒナ（巣立ちヒナ）
の近くを人が通るときに、親ガラスが卵や
ヒナを守るために大きな鳴き声で威嚇した
り、人を攻撃することがあります。



ハシブトガラス



次のような被害対策を行っています。

◆ カラスの巣立ちヒナの捕獲

巣立ちヒナが地上にとまっていることで、親鳥による威嚇・攻撃がある場合、ヒナを捕獲します。

カラスが集まってくるのは、えさとなる生ごみ、放置されたペットのえさなどが原因となっています。カラスを駆除しても、えさがあるとまた別のカラスが集まってきてしまうため、効果がありません。

そのため、横浜市ではごみの分別収集や減量化に取り組み、えさ（ごみ）対策を行うことで、カラスの数を減らしています。

【野生鳥獣を捕獲するには】

野生の鳥獣（哺乳類、鳥類）を捕獲するには、鳥獣保護管理法にもとづき、捕獲許可を取得することが必要となります。捕獲許可を得ずに野生鳥獣を捕獲した場合、違法行為になりますのでご注意ください。野生鳥獣を捕獲される場合は、事前に当課にご相談ください。

このリーフレットは、横浜市の野生鳥獣対策事業について紹介するものです。

※本事業は当該年度の予算を超えた場合、中止することがあります。

お問合せ先：横浜市 みどり環境局 環境活動事業課

電話：045-671-3448 FAX：045-633-9171

e-mail：mk-yasei@city.yokohama.lg.jp

ホームページ URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/
machizukuri-kankyo/kankyohozen/katudo/yasei/
seikatu_higaitaisaku.html